

令和 2 年 度
神山町職員採用試験案内(保育士2次募集)

令和 2 年 11 月 11 日

神山町
kamiyama-cho

〒771-3395

徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地

☎ 088-676-1111

受付期間 令和2年11月18日(水)～12月2日(水)

第1次試験日 令和2年12月13日(日)

- (1) 申込みは、「持参」、「郵便」、「電子申請」のいずれかにより行ってください。
- (2) 「郵便」による申込みは、12月2日までの消印のあるものに限り受け付けます。
- (3) 「電子申請」による申込みは、12月1日までに到着したものに限り受け付けます。
- (4) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日時等を変更する場合は、神山町のホームページでお知らせします。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

試験区分		採用予定人員	職務の内容
保育士	短期大学 卒業程度	3名程度	神山町において、保育士の業務に従事します。

※採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

試験区分		受験資格
保育士	短期大学 卒業程度	昭和47年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又は令和3年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 神山町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心身耗弱を原因とするもの以外)

3 試験の日時及び試験場

区 分	試 験 日 時	試 験 場
第1次試験	令和2年12月13日(日) (1)開場時間 9時00分 (2)試験時間 10時00分から 14時30分まで	神山町役場 (名西郡神山町神領字本野間100番地) ※ お車でお越しの方は、庁舎東側(神山町商工会前)の駐車場をご利用ください。
第2次試験	令和3年1月上旬 (日時は、第1次試験合格者に通知します。)	
第3次試験	令和3年1月中旬 (日時及び場所は、第2次試験合格者に通知します。)	

4 試験の方法及び内容

区 分	試験種目	時 間	方 法 及 び 内 容
第1次試験	教養試験 (40題)	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般的知識(社会, 人文, 自然)及び知能(文章理解, 判断推理, 数的推理, 資料解釈)について, 高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	専門試験 (30題)	13時00分から 14時30分まで	試験区分ごとにそれぞれの専門的知識及び能力について(一般事務(高等学校卒業程度)は除く)択一式による筆記試験を行います。問題は, 別表の「専門試験出題分野」から出題します。

別表 専 門 試 験 出 題 分 野

区 分	出 題 分 野
保育士	社会福祉, 子ども家庭福祉(社会的養護を含む。), 保育の心理学, 保育原理・保育内容, 子どもの保健 ※障害児保育について, 上記のいずれかの分野で出題することがあります。

区 分	試験種目	方 法 及 び 内 容
第2次試験	SPI3	WEBテスト方式(性格検査のみ)

※SPI3については, (株)リクルートマネジメントソリューションズ(<https://www.spi.recruit.co.jp/>)を参照

区 分	試験種目	方 法 及 び 内 容
第3次試験	論文試験	公務員として必要な一般的な課題について, 課題に対する理解力, 論理性, 文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。
	口述試験	主として人柄, 性格等をみるため, 個別面接を行います。

5 受験手続

(1) 申込用紙

ア ダウンロードする場合は、神山町ホームページ(<http://www.town.kamiyama.lg.jp/>)の「暮らし・手続き」→各課のご案内「総務課」→人事係「職員採用試験」→「令和2年度神山町職員採用試験(保育士2次募集)」からダウンロードをしてください。

イ 直接取りにくる場合は、受付期間内の執務日(月曜日から金曜日)の午前8時30分から午後5時までに神山町役場総務課、広野支所及び各公民館でお受け取りください。

ウ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員試験請求(試験区分:保育士)」と朱書きし、返送先を明記のうえ120円切手をはった返信用封筒(角形2号)を必ず同封してください。

(2) 受験申込先

ア 直接持参する場合は、神山町役場総務課まで提出してください。

イ 郵便による申込みの場合は、神山町役場総務課宛 〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地までお送りください。なお、封筒の表に「試験申込(試験区分:保育士)」と朱書きし、必ず「一般書留郵便」によりお送りください。

(3) 受付期間

ア 直接持参する場合は、受付期間内の執務日(月曜日から金曜日)の午前8時30分から午後5時までに提出してください。

イ 郵便による申込みの場合は、令和2年12月2日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 電子申請による申込みの場合は、神山町ホームページ(<http://www.town.kamiyama.lg.jp/>)の「暮らし・手続き」→各課のご案内「総務課」→人事係「職員採用試験」→「令和2年度神山町職員採用試験(保育士2次募集)電子申請について」の「申込みはこちら」をクリックし、リンク先の「徳島県電子自治体共同システム(電子申請サービス)」より令和2年12月1日までに申込みを行ってください。

※ 電子申請利用上の注意

① 電子申請による申込み受付期間は、その他の申込み受付期間より短くなっているため注意してください。

② ご使用のパソコンやインターネット環境によりシステムを利用できない場合があります。

③ 予期せぬ機器停止や通信障害などが発生した場合には受け付けることができません。また、この場合のトラブルについては責任を負いかねますので十分注意してください。

④ 事前に利用者登録が必要です。利用者登録をしていない方は必ず登録をしてください。

⑤ 利用者登録後、手続き一覧から採用試験の受験申込みをクリックし、必要事項を入力の上、申込みをしてください。

⑥ 申込みから数日後に「結果通知発行」の電子メールが届きますので、「徳島県電子自治体共同システム」にログインし、「申込内容照会」をクリックし、申込内容を照会してください。(申込一覧が表示されている場合は、受験しようとする試験の「詳細」をクリックしてください。)

⑦ 返信添付ファイルのPDFファイル(受験票)をダウンロードしてください。

⑧ 申込み後、12月4日(金)までにダウンロードできない場合は、電話で神山町役場総務課(Tel088-676-1111)へ連絡してください。

(4) 提出書類 職員採用試験受験申込書1部(所定の申込用紙を使用すること。)

(5) 受験票

ア 受験申込書を直接持参する場合は、申込みの際に受験票を交付します。

イ 郵便による申込みの場合は、受験票を郵送しますが、12月4日までに到着しない場合は、電話で神山町役場総務課(Tel088-676-1111)へ連絡してください。

ウ 電子申請での申込みの場合は、ダウンロードした受験票を各自で印刷してください。この場合は、ハガキ程度の厚みのある用紙に印刷し、点線に沿って切り取ってください。

エ 受験票を受け取ったら、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真(縦4.5cm、横3.5cm)を貼って試験当日必ず持参してください。

(6) その他

身体に障害があるなど、試験場において配慮を必要とする場合は、受験申込みの際に神山町役場総務課に申し出てください。

6 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和2年12月下旬に神山町の指定する掲示板及び神山町ホームページに掲載するとともに、合格者には文書で通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、令和3年1月中旬に神山町の指定する掲示板及び神山町ホームページに掲載するとともに、合格者には文書で通知します。
- (3) 第3次試験合格者の発表は、令和3年1月下旬に神山町の指定する掲示板及び神山町ホームページに掲載するとともに、可否に関わらず第3次試験受験者全員に文書で通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は必ずしも全員採用されるとは限りません。
- (2) 受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。
- (3) 採用は、原則として令和3年4月1日以降です。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和32年条例第17号)等の規定により、原則として下表のとおり支給されます。このほか、期末・勤勉手当、通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

また、一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて所定の金額が給料月額に加算される場合があります。

試験区分	学歴	初任給(令和2年4月1日現在)
保育士	短期大学卒	163,100円
	大学卒	182,200円

9 試験結果の口頭による開示請求

この試験の結果については、神山町個人情報保護条例(平成17年条例第23号)第12条の規定に基づき、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

開示を請求する場合は、本人が直接開示場所にお越しください。

電話、はがき等による請求はできません。

区分	開示請求できる者	必要書類	開示期間・場所
第1次試験結果	不合格者本人	本人確認書類 (運転免許証・学生証など)	それぞれ合格発表から1月間 神山町総務課 平日(祝日を除く)8:30~17:00
第2次試験結果			
第3次試験結果			

10 その他

- (1) この試験についての問い合わせは、神山町役場総務課(電話088-676-1111)へ連絡してください。
- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は光学読取をしますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限りません。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。
- (4) 自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに神山町ホームページ(<http://www.town.kamiyama.lg.jp/>)でお知らせします。